

・地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

地方消費税交付金の引上げ分については「消費税法第1条台項に規定する経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。)に要する経費に充てるものとする」旨地方税法に明記された。この趣旨を踏まえ、引上げ分の地方消費税交付金を全て社会保障施策に要する経費(事務費や事務職員の人件費を除く。)に充てるものとする。

(歳入) 地方消費税交付金 455,000千円  
 内 地方消費税交付金(社会保障財源化分) (271,000千円)

(歳出) 【地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

事業名		経費	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			一 般 財 源	
			国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	社会保障財源化分の 地方消費税交付金	そ の 他
社 会 福 祉	社 会 福 祉 事 業	142,617	4,070	0	0	13,400	125,147
	高 齢 者 福 祉 事 業	153,952	3,832	0	47,399	10,900	91,821
	障 害 者 福 祉 事 業	1,390,054	1,029,604	0	3	39,500	320,947
	児 童 福 祉 事 業	1,533,124	1,148,937	0	51,110	41,800	291,277
	包 括 支 援 事 業	120,156	0	0	98,611	7,900	13,645
	重度心身障害者等医療給付事業	84,102	38,664	0	0	4,600	40,838
	ひとり親家庭等医療費支給事業	33,128	15,316	0	0	1,500	16,312
社 会 保 険	子 ども 医 療 支 給 事 業	93,889	34,598	0	24,460	2,900	31,931
	国民健康保険特別会計(繰出金)	317,450	143,715	0	66,518	11,900	95,317
	後期高齢者医療特別会計(繰出金)	443,177	76,975	0	0	40,800	325,402
保 健 衛 生	介 護 保 険 広 域 連 合 ( 繰 出 金 )	470,998	0	0	0	52,500	418,498
	保 健 衛 生 事 業	419,091	0	281,200	50,759	37,800	49,332
	疾 病 予 防 事 業	223,343	166,171	0	23,590	3,100	30,482
	母 子 保 健 事 業	88,976	20,684	0	42,000	2,400	23,892
合計		5,514,057	2,682,566	281,200	404,450	271,000	1,874,841